

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成29年8月

一般社団法人 青森県歯科医師会
医療管理委員会



新型インフルエンザ等対策業務計画 目次

1. 総則（目的／基本方針）	
（1） 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針	1
（2） 業務計画の運用	2
2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制	
（1） 新型インフルエンザ等対策の実施体制（特措法第9条第2項第2号）	3
（2） 情報収集・共有体制	6
（3） 関係機関との連携（特措法第9条第2項第3号）	7
3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項	
（1） 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法（特措法第9条第2項第1号）	8
（2） 感染対策の検討・実施（特措法第9条第2項第4号、第10条）	12
4. その他	
（1） 教育・訓練（特措法第12条）	18
（2） 計画の見直し	18
（3） 今後整備すべき事項	18
（4） 本会の役職員等への特定接種について	19



1. 総則（目的／基本方針）

（1）新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針

1）経緯

平成 24 年 5 月 11 日に公布された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という）が、平成 25 年 4 月 13 日に施行された。

特措法は、診療所における医療現場の自発的な対応を踏まえながら、国民を新型インフルエンザ等から守るとともに、医療関係者を支える根幹となるもので、青森県歯科医師会（以下、「本会」という）は、平成 25 年 11 月 22 日付で特措法第 2 条第 7 号に基づく指定地方公共機関としての指定を受けたことに伴い、今般、業務計画を作成した。

2）目的

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画（平成 25 年 11 月 15 日作成）においては、国が主たる目的と基本的な戦略とする▽感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。▽国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。ことを、本会も、青森県、市町村、関係機関と連携して、この 2 点を主たる目的とする。

本会ではこれを踏まえ、1）感染した国民の口腔ケアへの対応、2）流行時における歯科医療提供体制の確保対策について取りまとめている。

3）基本方針

本会が前述の使命を果たすためには、業務に従事する役職員等の生命、健康を確保しつつ、「4）指定地方公共機関としての役割」に掲げる事項を実施するために必要な業務を継続するための万全の対策を講じることが必要である。このため、感染防止策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中止し、業務の絞り込みを徹底して行うことで、真に必要な業務に集中させることとする。

事業継続の基本的な考え方としては、新型インフルエンザ等対策業務及び一般継続業務（以下発生時継続業務）を実施及び継続するため、県内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務を担当する職員を含む全職員の感染防止対策について最大限の配慮を行うとともに、発生時の継続業務以外の業務を一時的に縮小又は中断し、それらに従事する職員が欠けた場合の代替要員を確保する。特に感染拡大につながる恐れのある業務については、積極的に中断する。

4）指定地方公共機関としての役割

本会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 7 号の規定に基づく指定地方公共機関として、新型インフルエンザ等が発生したときは、同法第 3 条第 5 項により新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

また歯科医師、歯科衛生士は、その他の政令で定められた医療関係者としての役割を果たす責務を有する。

これらの具体的な対応については、

- イ) 歯科診療にあたる歯科医師への情報提供及び発生時における医療提供体制の維持・確保
- ロ) 近隣の病院、有床診療所に入院中の新型インフルエンザ等患者への対応
- ハ) 必要な医薬品及び物資の管理と点検
- 二) 公益社団法人日本歯科医師会との連携
- ホ) 行政等との連携に関する発生前の整備
- ヘ) 郡市歯科医師会との連携
- ト) 青森県に対する労務、施設、設備又は物資の確保について応援の要求等を定め整備しておく必要がある。

(2) 業務計画の運用

1) 運用

本業務計画は会長、副会長、専務理事、医療管理担当理事（事務局は事務局長）において管理し、新型インフルエンザ等が発生し、青森県新型インフルエンザ等対策本部が設置され、その状況と危険レベル等を勘案し、会長が「2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制」に記載する対策本部を設置した場合には、本業務計画の運用を開始するものとする。

2) 被害想定

業務計画の運用の前提となる被害状況の想定について、特措法では新型インフルエンザ等感染症及び新感染症のうち全国的かつ急速なまん延の恐れがあるものが対象疾病と規定されていること、また新型インフルエンザ等は未知な部分が多いことから、青森県行動計画においては、国の推計方法を参考に、青森県における被害想定が示されていることを考慮し、作成した。

(被害想定)

- ・発病率 全人口の約 25%
- ・死亡者数 2,050～7,700 人（致命率 0.53%～2%）
- ・欠勤率 従業員の欠勤最大 40%程度（ピーク時の約 2 週間）

※従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、家族の世話、看護のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込んでいる。これら従業員の割合等は業界・企業ごとに異なるため、欠勤率もそれに併せて変動することも想定される。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制（特措法第9条第2項第2号）

平時の体制及び発生時における新型インフルエンザ等対策の実施体制（対策会議、対策本部等）、対策本部等の設置場所、実施体制（本部長、構成員）等の検討について明記する。

1) 平時の体制

平時においては、新型インフルエンザ等発生時に備えた定期的な教育・研修を行うとともに、併せて役職員等が一体となった訓練を実施する。また必要に応じて関係する指定地方公共機関との訓練も実施する。

このほか、マスク、消毒液などの備品管理についても定期的に見直す。

2) 発生時における実施体制

① 新型インフルエンザ対策本部の設置の発令と解除

国内において新型インフルエンザ等の感染が確認された場合、青森県新型インフルエンザ等対策本部の設置やその状況、危険レベル等を関係地方公共団体、関係医療団体等と連携を図った上で、会長が「新型インフルエンザ対策本部」（以下、対策本部）の設置と本業務計画の実施を発動し、あらかじめ定めておいた発生直後の人員体制等に移行する。

初期段階（海外発生期、国内発生早期）では、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である可能性も高いことから、縮小・中断する業務については、状況を見ながら対応するのではなく、重篤な場合を想定して対応し、その後、状況を踏まえて縮小・中断する業務の見直しを検討する。

ただし、海外発生期から国内発生までには一定の時間があることから、重篤性等が明らかになっている場合はこの限りではない。

なお、事態の終息を確認した場合は、速やかに対策本部等の体制を解除する。

② 対策本部の組織

新型インフルエンザ等対策全般を統括する。また危険レベルごとの対策を図る。

イ) 構成

- <対策本部> ○本部長 ①会長
○副本部長 ②副会長 2名
○総括 ③専務理事 1名
○総務 医療管理担当常務理事、事務局長
※職員管理・衛生、会館備品・管理、広報
○診療所情報分析 医療管理担当常務理事
及び本部長が指名する役員（若干名）
○本部長 常務理事会構成員及び本部長が指名する者（若干名）

iii) 会館・備品管理関係（担当：事務局（会館管理担当者））

- ・ 歯科医師会館内の管理を行う。対応すべき内容は、3）に掲載。
- ・ 備蓄品の定期的な見直し

iv) 広報関係（会員、県民への周知）

- ・ FAX、メール等を通じ、郡市歯科医師会（会員）への周知、情報提供
- ・ ホームページ等を通じての県民向けの歯科診療に関する必要な情報の発信

なお、会館に出勤業務できない場合等を考慮したホームページやメルマガ等の最新情報の更新作業手順について備える。

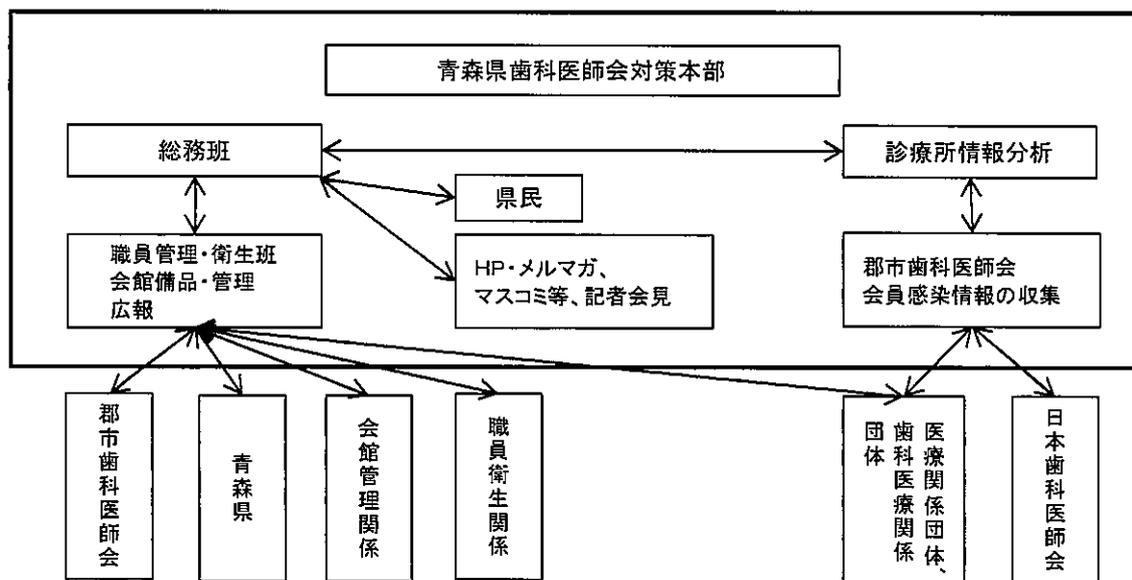
○診療所情報分析班（担当委員会：広報・情報処理委員会）

※協力：学術委員会、地域保健委員会、学校歯科委員会

- ・ 青森県健康福祉部保健衛生課をはじめとする関係機関との情報交換、国内の新型インフルエンザ等に関する情報収集と分析
- ・ 会員の感染等の情報把握

以上の各班の「情報収集、提供の流れ」は、下記の図の通り。

情報収集、提供の流れ



公文書通知、情報収集、情報交換、記者会見

③新型インフルエンザ等が国内で発生した場合の歯科医師会館への入館管理体制

- イ) 入館時には、本部長はじめ全員が必ず、アルコール速乾性擦込式手指消毒剤を使用。
- ロ) マスクの着用（不顕性のヒトの咳くしゃみを少しでも広げないため）。
- ハ) ドアノブ、トイレの蛇口の間接的接触部分の消毒（ウェットタオルによる工夫）。
- 二) 会館内全ての換気扇を ON とし、定期的な窓の開放による換気に努める。

各フロアで担当者を決めて定期的に実施できるよう事務局で事前に当番等を準備。

- ホ) ゴミ箱の清掃をはじめ、館内消毒に注意を払い、委託業者と感染対策を厳密に打ち合わせ実行する。
- へ) 一般出入り業者への注意喚起。(入口に看板等で啓発)
- ト) 体調不良の役職員等は報告・連絡の上、会館への入館を自粛。
- チ) 必要最低限の会務運用に努める。
- リ) 部外審議会・出張においても チ) に準ずる。
- ヌ) 会館内部においての感染者が確認された場合は、感染ルートを確認の上で、一時的に会館を閉鎖する場合の対応に基づいて本部長令により行う。
- ル) 青森県等の情報で、新型インフルエンザ等への対応が変化した場合には、その都度適切に、本会体制も変化させること。
- ヲ) 館内の入居団体に対して、業務制限等、管内への出入りを自粛するよう依頼、協力をいただく。

(2) 情報収集・共有体制

平時における情報の収集・共有体制の構築(国、地方公共団体等からの情報収集、業界団体、関係機関等との情報共有方法等の検討)、また発生時における情報収集・共有の実施方法、従業員の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法、利用者等への情報提供方法等の検討について明記する。

新型インフルエンザ等の発生・流行については、その様態が一定ではないため、以下の通り基本的対応を定め、具体的な情報収集、分析、発信の実施方法についてはその都度、対策本部の判断において運用する。

情報発信に当たっては総務班との連携を密にしつつ、適切な役割分担のもとでこれにあたる。特に「新型インフルエンザ等の発生の初期」は情報の錯綜が予想される。情報による混乱の回避に向けて、情報の一元管理が求められる。更に感染拡大期以降は、最も正確な情報が必要な時期でありながら、会館における通常業務が縮小・中断されることから、この期間における対策本部の機能が損なわれないよう万全を期すものとする。特にこの時期には各地域での感染の確認等の為、本会と都市歯科医師会との双方向の情報収集と情報発信を活発化させる。

- 1) 海外発生期においては、国内発生期に備えて、日本歯科医師会、青森県、関係団体、都市歯科医師会やマスコミとの情報収集、情報発信機能(パイプ)の点検確認を行う。併せて必要な情報収集を開始し、その集積と分析を行い、対策本部の必要な部署等に情報提供する。必要に応じて、都市歯科医師会に必要な情報発信を開始する。感染スピードによっては、この後時間をおかずに感染拡大期以降の段階に移行することもあるため、本会会館業務停止の状況下での情報収集、情報提供システムについても点検確認と必要な試験運用を行う。
- 2) 国内発生早期においては、1)の作業に加えて更に情報処理体制の強化を行う。

この期間に会館機能が制限された場合は、情報収集及び伝達の一部から予め策定してある電話、役員メーリングリスト(※)、ファクス連絡網、職員連絡網、都市歯科医師会メーリングリ

スト等に切替える。会議、打合せは必要に応じて Web 会議を活用する。郡市歯科医師会に対しては、更に会館機能停止になった場合の情報交換システムの確認と周知を行う。

3) 感染拡大期以降においては、2) に記載の作業は継続して行う。この段階では、原則会館業務が停止される。郡市歯科医師会においても同様であることから、情報収集と発信に関しては、予め定められた電話、役員メーリングリスト(※)、ファクス連絡網、職員連絡網、郡市歯科医師会メーリングリスト等に全面移行する。会議、打合せはできる限り Web 会議を活用する。

※通常の PC メールに加え、携帯電話メールによる運用も併せて行う。

(3) 関係機関との連携(特措法第9条第2項第3号)

新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり連携が必要となる関係機関のリストアップ(例: 国及び地方公共団体、業界団体・同業他社、取引先企業等)、発生時における連携方法の検討(例: 期間内における情報共有ルートの構築、関係機関との連絡先の共有、協力体制の検討等)について明記する。

なお、発生時における関係機関との連携については、自然災害(地震災害)の業務計画においては、被害が地域的、局所的であることを想定し、取引事業者間の補完などを計画する例があるが、新型インフルエンザ等の発生の場合には、国内全域(又は世界的規模)で影響を受ける可能性があるため、取引事業者間の補完が不確実であることに留意した計画を検討する必要がある。

(別紙1参照)

※発生時における連携方法の検討

別紙1で記載した各団体または機関との連携を図り、協力体制及び連絡先、情報の共有について明記する。

3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法（特措法第9条第2項第1号）

新型インフルエンザ等が発生した場合、業務の最終判断を決定する役職員等の役割を明確にするとともに、連携が寸断されないよう、決定者の確保等の対策を明記する。また継続する業務に関わる役職員等については、感染対策を充分に実施した上で、さらに決定者となる者が感染した場合を想定し、代行決定できる者を予め決めておくこと等を明記する。

1) 新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

① 本会における継続する業務の基本的な考え方

イ) 優先業務

本会では通常業務のほか、前述した新型インフルエンザ等発生時における会員歯科診療所における業務を支援する業務に取り組む必要がある。

しかしながら、感染状況によっては役職員等の出勤が困難となり、通常の業務にも対応できない場合が考えられる。

したがって、新型インフルエンザ等発生時には、通常業務を縮小し、必要最低限実施すべき優先業務を以下の通り取りまとめた。

これら業務の最終判断を決定する役員は専務理事（代行決定：①医療管理担当常務理事、②第一副会長）、職員は事務局長（代行決定：①事務局次長、②課長）とする。

	業務内容	主な業務	
	新規業務	・感染拡大の防止 ・対策本部による運営	優先業務 (全職員の 60%対応) ※被害想定に基づく
通常業務 (職員全員)	継続又は縮小する業務	・各課の優先業務 ・庶務業務	
	中止又は延期する業務	・各常任委員会、臨時委員会等の諸会議、担当者会、研修会等	

ロ) 業務を継続するための対策

(1) 人員の確保

業務を継続していくために必要最低限の人員を確保するにあたり、必要に応じて課内を超えての業務補佐により対応する必要がある。

そのため、予め過去の人事記録や役職員等の居住地に基づき要員が確保できるよう整備しておく。

(2) 業務委託している事業者との事前連携

職員では対応できない各種委託業務について、新型インフルエンザ等発生時における連携、業務内容について整備を図る。

これらの対応は事前に各所管において委託業者と連携を図る必要がある。

(3) 中止した業務の影響

新型インフルエンザ等発生時に中止する業務について、その影響を適宜検証し、再開する必要性の有無を考慮する。

②地域の歯科医療提供体制の確保に関する支援業務

イ) 歯科診療にあたる歯科医師への情報提供及び発生時における医療提供体制の維持・確保

新型インフルエンザ等が大規模に蔓延した場合には、医療従事者数等の不足が予測される。このため効率的かつ効果的な歯科医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要であり、歯科診療にあたる医療機関及びその医療従事者への具体的な支援対策、情報収集と提供を迅速かつ的確に行う役割を担う。

また新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者と、それ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内感染防止に努めるよう周知する。

以上の点を踏まえ、本会会員歯科診療所が、特定接種を受ける場合の業務継続計画及びそれ以外の疾患に対応する歯科診療所における業務継続計画を策定し、会員に周知を図る。(別紙2、3参照)

歯科診療所ごとの院内における具体的な対応については以下に示す通り。

- i) 院内における、患者から患者への拡散を防ぐことを第一目標とする。
- ii) 歯科医療スタッフから患者・患者より歯科医療スタッフへの伝播の防止に努める。
- iii) 高性能換気装置が常備されていない歯科診療所においては、通常換気扇を常時使用し、最低1時間に1度は窓を全開し、5分程度の自然換気を行う(本方法がどれほど新型インフルエンザ等に有効であるかの学問的根拠は明確に示されていないが、季節性インフルエンザにおいて推奨されていることを参考とした)。
- iv) 待合室における患者への情報の掲示を行い、手指消毒の励行等の案内を行う。新型インフルエンザ等が疑われ、体調不具合との患者からの情報や相談を受けた場合は適宜地方行政及び所属歯科医師会と連携を図る。
- v) 手指消毒に関して

新型インフルエンザ等ウイルスがエンベロープを有する場合には、エタノールが一応有効とされている。但し、芽胞には無効のため、流水石けん使用の手洗いの上、速乾性擦り込みエタノール製剤の使用が望ましい。封じ込め対策では、手洗いを省略し、いきなりのエタノール使用により、一時的拡散防止効果が期待される。

<エンベロープとは>

単純ヘルペス・インフルエンザウイルス・ヒト免疫不全ウイルスなど一部のウイルス粒子に見られる膜状の構造のこと。エンベロープはその大部分が脂質から成るためエタノールや有機溶媒・石けんなどで処理すると容易に破壊することができる。

- vi) 診療時の問診に新型インフルエンザ等に関連するものの追加を行い、渡航歴等がある患者には適切な対応を行う。

vii) 現時点では、「日本歯科医学会認定歯科診療ガイドライン エビデンスに基づく一般歯科診療における院内感染対策（実践マニュアル）」（永末書店 TEL075-415-7280）を遵守し、歯科治療を継続するが、事態の急変の際には、適宜地方行政及び所属歯科医師会に報告するとともに、本会からこれらに関する情報を連絡周知するものとする。

viii) 青森県保健衛生課及び本会の情報だけではなく、各市町村の指示に的確に応える郡市歯科医師会の体制を整える。

- ・ 微生物が生体に侵入・定着した状態を感染と言ひ、その微生物により感染惹起し症状が現れた状態を感染発症とされる。
- ・ 不顕性感染は、症状が現れていない状態を言ひ、感染伝播をさせ得る状況であり、検疫スルーの方々の中に居られる可能性が否定出来ない。不顕性感染の広がり、自然免疫獲得状況が全人類的に繰り返されているのが、今までの感染症の歴史と言える。
- ・ 潜伏期間：一般的に感染から感染症発症までの期間を言う。
- ・ 潜伏期間と不顕性感染とは区別して考えておかねばならない。

ロ) 近隣の病院、有床診療所に入院中の新型インフルエンザ等患者への対応

近隣の病院、有床診療所に入院している人口呼吸器を装着する新型インフルエンザ等に感染した患者について、口腔ケアの実施について派遣要請があった場合は、特定接種の登録対象となっている歯科医師（郡市区歯科医師会ごとに1名程度）が速やかに連携し対応する。特定接種の登録対象とする歯科医師については、別紙4の基本的考え方及びスキームに明記している。

ハ) 必要な医薬品及び物資の管理と点検

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材を備蓄整備及び点検する。（特措法第10条）

二) 青森県対策本部長との連携

青森県対策本部長が的確かつ迅速な対応が必要と判断したとき、指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が行われる場合には、緊密な連携を図る。

ただし、本会としても青森県対策本部長に対して必要に応じて意見具申する。（特措法第20条）

ホ) 県及び市町村行政等との連携に関する発生前の整備

地域の実情に応じた歯科診療体制を整備できるよう、地域医師会、薬剤師会、中核医療機関等の関係者による対策会議への参画や地域関係者との連携を円滑に行えるよう整備する。

ヘ) 市町村対策本部長との連携

市町村対策本部長が的確かつ迅速な対応が必要と判断したとき、関係指定地方公共機関が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が行われるため、連携を図る必要がある。ただし、本会としても市町村対策本部長に対して意見を申し出ることができる。また、市町村対策本部長は、指定地方公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認

めるときは、指名する職員を派遣するよう求めることができるとなっているので、協力を行う。
(特措法第 24 条)

ト) 地方公共団体の長に対する労務、施設、設備又は物資の確保について応援の要求

新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。(特措法第 27 条)

2) 発生時の人員計画

出勤率が低下した場合の新型インフルエンザ等対策業務の継続方法、感染リスクを低下させるための業務実施方法の検討(重要業務への重点化、出張や対面会議の中止、在宅勤務、時差出勤等)、業務実施に必要な設備(情報システム、配送システム)、関係機関との連携等を明記する。

自然災害(地震災害)を想定した場合、機能を早期復旧するために優先順位をつけること等が必要となるが、新型インフルエンザ等を想定した場合、職場における感染対策の他、従業員の出勤率の低下等を勘案し、計画的に重要業務の継続や一部業務の縮小・休止することが求められる。

①出勤率が低下したとき及び感染リスクを低下させるための業務実施体制

総則(2)業務計画の運用の2)被害想定に記載した被害想定に基づき、職員の欠勤が最大40%程度と仮定する。実際に職員が発症して欠勤する割合は、最大でも5%程度と考えられるが、家族の世話、看護のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込んでいる。

また、感染の拡大を防ぐ上で、率先して事業を縮小、中断することを想定する。

したがって、前述の想定を踏まえて、現在の本会職員7名のうち4名程度が出勤できたと想定した事業体制を構築するものとして、以下に掲げる事業については縮小、中断するものとする。

○会議、研修会、打合せ等

代議員会、会員総会、郡市会会長連絡協議会、各種委員会、研修会、シンポジウム等は開催しない。

ただし、対策本部会議、理事会、常務理事会については、Web会議に変更開催するものとし、資料等の配付はメールを利用する。

○各所管で中止、縮小する業務

各所管で実施している業務、会議、研修会等については、別に主な事項を定めることとするが、状況に応じて実施、中止、縮小の判断を臨機応変に変更できるものとする。

②主な勤務体制について

新型インフルエンザ等発生時の勤務体制については以下の通りとする。

○出勤状況及び出勤困難な職員の把握

職員の出勤状況を事務局で把握し、国内発生時や大規模流行時に備える。

また育児のための時短勤務や子育て世帯の職員、また要介護が必要な家族がいる職員などの出勤状況を平時から把握し、発生時の勤務体制の整備を図る。

○勤務時間

職員の出勤時刻及び勤務時間は、7時間の勤務時間を確保できれば、出勤時刻を問わない時差出勤を可とする。

○在宅勤務

課長補佐以上は、必要に応じて在宅勤務が可能と判断した場合は、所属課長または局長に連絡のうえ、在宅勤務を行うことができる。

③業務に必要な設備

医療管理委員会において、平時に下記の整備を行っておくものとする。

イ) Web 会議の整備

ロ) メールングリストの整備

・役員全員の自宅 PC または携帯電話、スマートフォン等のメールアドレスによるメールングリスト

・職員全員の自宅 PC または携帯電話、スマートフォン等のメールアドレスによるメールングリスト

ハ) 職員の自宅から本会サーバーにアクセスできるよう整備

二) 会館の備蓄品の整備

④関係機関との連携

日本歯科医師会、青森県保健衛生課、関係行政、青森県医師会、青森県薬剤師会等の関係医療団体と連携し、最新の情報共有を図る。

(2) 感染対策の検討・実施（特措法第9条第2項第4号、第10条）

役職員等における具体的感染対策（症状のある役職員等の出勤停止、手指消毒設備の設置・マスクの着用等）の実施について明記する。

(参考)

一般的な企業における備蓄品として、消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、不織布製マスク等が想定されています。

1) 役職員等の感染予防対策

①役職員等の感染予防対策

感染予防対策の基本的な考え方としては、手洗い及びうがい、手指の消毒、感染者との接触機会の低減及、マスクの着用、出勤の自粛等の対応が必要である。

なお、本会の会議室、応接室等で行われる会議、打合せに出席する外部来会者についても、会

館受付にて下記の対応を遵守いただくようお願いする。

※役職員等の「等」に、嘱託、臨時職員、派遣職員、アルバイトを含む

イ) 手洗い及びうがい

手洗い、うがいについては、平時から徹底しておくことが新型インフルエンザ発生時の感染予防策としても大変有用である。新型インフルエンザ発生時には一層の周知を図る。

ロ) 手指消毒

平時から、会館内に消毒液を設置しておく。新型インフルエンザ発生時には手指消毒を行うよう周知、徹底を図る。

ハ) 感染者との接触機会の低減

不要不急の外出、出張、対面式の会議、打合せ等については自粛する。

必要な業務の場合は、電話、メール、FAX等の手段を有効活用する。

二) マスクの着用

平時から咳、くしゃみなどの諸症状がある者は、マスクを着用するよう心がけ、新型インフルエンザ発生時には必ず着用する。飛沫が拡散しないよう手で口を覆った場合は、直ちに手を洗う。

また、通勤時、自宅においても、必要に応じてマスクを着用し、感染しない、感染させないよう心掛ける。

ホ) 発熱している場合

発熱があると思われる場合は、各自出勤前に検温し、発熱している場合には出勤しないこと。職員の場合は、併せて事務局長もしくは直属上司に必ずその旨連絡する。

②発生段階ごとの対応

前記で示した感染予防対策については、新型インフルエンザ等の段階別の発生状況を考慮し、その状況に見合った対策が実施できるよう、以下の通り項目を定める。

役職員等のほか、会館来会者についても同様に遵守いただく。

発生段階	実施する項目
未発生時	・手洗い、うがい ・マスク、消毒液等の備蓄確認
海外発生期	・手洗い、うがい ・手指消毒 ・海外出張の自粛
国内発生期	・手洗い、うがいの徹底 ・手指消毒の徹底 ・マスク着用の徹底 ・発熱している者の出勤禁止

	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の出張中止 ・エレベーター使用の自粛 ・会議・打合せの自粛
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、うがいの徹底 ・手指消毒の徹底 ・出勤前、就寝時の検温、発熱の場合は申告、出勤禁止 ・国内外の出張中止 ・エレベーター使用について3フロアの移動禁止 ・会議、打合せ等の開催を禁止、必要な場合は、メーリングリスト、WEB会議で対応 ・通勤方法（自動車利用）、勤務体制（自宅勤務、時差出勤）の変更 ・マスクの着用（通勤時、勤務時）
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、うがい ・手指消毒

③家族等が感染した場合及び感染が疑われる場合

・家族が感染した場合、感染が疑われる場合は、出勤しないこと。

また役員、嘱託の場合は、専務理事または医療管理担当常務理事、職員の場合は事務局長または直属の上司に報告すること。

・報告を受けた者は速やかに、当該職員に今後の対応について指示する。

・当該役職員等は自身の感染に備え、体調管理を徹底するとともに、起床時、昼食時、就寝時等、適宜検温を行い、問題がない場合でも毎日帰社時刻前に事務局長又は直属上司に報告を行うこと。

・その後、発熱やその他インフルエンザに感染したと思われる諸症状がある場合は、役員、嘱託の場合は専務理事または医療管理担当常務理事に、職員の場合は事務局長または直属上司にそれぞれ連絡するとともに、現在居住している地域行政が実施している新型インフルエンザ等の相談窓口にも連絡し、担当行政、担当医の指示に従って行動する。

またこのときの指示内容について、再度、事務局長又は直属上司に報告し、報告を受けた者は専務理事または医療管理担当常務理事に連絡する。

2) 会館内の感染予防対策

①会館内の感染予防対策

会館内における感染予防対策の徹底を図り、来会者が感染しないよう、会議開催や打合せの自粛を図り、来会者との面談については、極力ロビーフロアで対応すること等を実施する。

また、来会者にも出入口での手指消毒をお願いするとともに、会館内の清掃・消毒体制を強化する。

イ) 来会者の制限

会館内で感染が拡大しないよう、会議、打合せ等は中止し、流行終息時または電話、メーリングリスト、WEB 会議等に対応することとする。(来会する方の出入口については、従来通り正面玄関、駐車場出入口とし、来会者同士が対面で接触する機会を分散させる。)

なお、やむをえず上層階での面談、打合せ等となる場合においても、エレベーターは極力使用せず、3フロア以内の移動は階段を使用いただくようお願いする。

ロ) 会議室の閉鎖

多数の者が集まる会議は中止とし、会議室についても原則閉鎖するものとする。

ハ) 来会者の手指消毒、マスク着用、検温

来会される方の感染予防対策の一環として、受付において手指消毒をお願いする。また発熱、咳、くしゃみ、鼻等の諸症状がある場合には、必要に応じてマスク着用をお願いする。

また国内感染期には、出入口の受付にて、非接触式体温計等を用い検温への協力を依頼し、発熱している人等へは自粛を求める。

二) 自動販売機の停止

不特定多数の方の使用による感染防止のため、国内感染期には一時的に販売停止。

ホ) 清掃の徹底

会館内の会議の机、椅子、扉のドアノブ、照明のスイッチ等について、清掃を徹底するとともに、併せて消毒を適宜実施する。

このほか、役職員等は、自身の机、椅子等をこまめに清掃するよう心掛ける。

また大規模流行時には蓋付きのごみ箱を各フロアに用意する。(ティッシュ用)

②発生段階ごとの対応

会館内の感染対策については、会館の共通ルールとして運用する。前述した新型インフルエンザ等に対する会館内の基本的な感染予防策と感染拡大防止策を盛り込み、会館内の感染対策ルールを以下のとおり示す。

発生段階	実施する項目	
未発生期	会館	・日頃からの発生時における清掃方法の確認
	来会者	・感染予防対策の案内
海外発生期	会館	・消毒液、マスク等の備品の在庫状況の確認 ・清掃方法についての対応準備
	来会者	・来会者の自粛要請のため、会議、打合せ等の自粛準備 ・手洗い、手指消毒、マスク着用等の準備
国内発生早期	会館	・清掃の徹底

		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて消毒を実施 ・蓋付きごみ箱使用について検討 ・役員室、事務室内の各自による消毒 ・自動販売機の使用中止の準備
	来会者	<ul style="list-style-type: none"> ・来会者の自粛要請のため、会議、打合せ等の中止 ・手洗い、手指消毒、マスク着用等を要請 ・大規模流行時に備えて来会者の制限検討 ・来会できる時間、人数を制限することについての周知 ・面談スペースの制限の周知
国内感染期	会館	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃の徹底 ・消毒の実施 ・蓋付きごみ箱使用の徹底（ティッシュ用） ・役員室、事務室内の各自による消毒の強化 ・自動販売機の使用中止 ・大会議室の使用禁止
	来会者	<ul style="list-style-type: none"> ・会議、打合せ中止による来会者の自粛要請 ・手洗いの徹底 ・手指消毒の徹底 ・来会については来会可能な時間、人数を制限 ・面談スペースをロビーフロアに制限 ・来会者の検温実施及び発熱者の入館禁止（役職による入館の免除はない）
小康期	会館	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃の定期的実施の継続 ・必要に応じて消毒を継続 ・必要に応じて蓋付きごみ箱使用の継続 ・必要に応じて役員室、事務室内の各自による消毒の継続 ・自動販売機の販売中止解除 ・大会議室の使用制限解除
	来会者	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、手指消毒の継続要請 ・来会者の制限解除

③会館受付にて感染の諸症状があると思われる者が来会された場合

イ) 入館対応及び医療機関の案内（原則、帰宅を促す。または応接室等への誘導）

国内感染期において、会館受付での検温の際、平熱（咳、嘔吐などの症状を含む）ではない場合は、専務理事または医療管理担当常務理事に連絡確認のうえ、当該担当者は必ずマスクを

着用したうえで、来会者と面談し、原則お帰りいただくようお願いする。

なお、体調がすぐれないため、すぐに帰宅することが困難と判断される場合には、他の者との接触を極力控えるため、最寄りの応接室、会議室等へ誘導する。

また、その際には、うがい、手洗い、手指消毒、マスク着用をお願いし、体調がある程度回復するまで待機いただく。

※お帰りになるまでの間に、会館付近及び来会者の在住の最寄りの新型インフルエンザ等対応医療機関を確認し、指示を仰ぐとともに、来館者本人に連絡する。

※また本会関係役員、関係事務局に本件について報告を行う。

ロ) 清掃及び消毒

前述の者が帰宅した場合には、念のため清掃及び消毒を充分に行う。

また応接室に誘導した場合には、その動線も含めて清掃及び消毒を徹底するものとする。そのほか、飛沫している部分、嘔吐等があった場合には、その清掃・消毒を行うとともに、待機いただいた応接室、会議室等も清掃、消毒を徹底する。

④感染予防対策の備品管理

新型インフルエンザ等発生の第一報直後は、マスク、消毒液、体温計等の品薄状態となり、入手が困難となることから、日頃からこれらの備品については、定期的の確認し、管理しておく。

(別紙5参照)

4. その他

本業務計画については、新型インフルエンザ等の発生段階に限らず、その発生前後においても、必要に応じて業務を継続していくための体制整備の充実、強化を図っていく必要があると認識している。

したがって、教育や訓練の過程で判明した事項と併せて、本業務計画は適宜見直しを図り、より迅速かつ的確な判断ができる業務計画となるよう検討を重ねていく。

(1) 教育・訓練（特措法第12条）

本会役職員等が、新型インフルエンザ等発生前の平時から、本業務計画に基づく基本的な考え方を熟知し、それに則った迅速かつ的確な対応が行えるよう準備をしておくことが必要である。

そのため、新型インフルエンザ等に関する基礎的な知識、感染予防対策等について教育を行い、本計画に準拠した訓練を定期的を実施する。

なお他の指定地方公共機関と連携した訓練計画の策定については、適宜計画を策定し実施するものとする。

(2) 計画の見直し

本業務計画については、前述した教育・訓練の過程で判明した課題を整備しながら、適宜見直しを図る必要がある。

このほか今後、新型インフルエンザ等に対する国や都道府県の行動計画やガイドライン等に改正があった場合や、本会の組織体制に変更があった場合等、必要に応じて見直しを図る。

(3) 今後整備すべき事項

本業務計画に明記してきた新型インフルエンザ等の発生状況の対応を踏まえ、別途整備が必要な項目は下記の通り。

1) 対策本部関係

- ・対策本部の運用ルールの策定（最終決定の方法、運営方法等）
- ・役員会及び対策本部会議の運用（WEB会議、メーリングリスト連絡網の運用など）ルールの策定
- ・役職員等の予防対策と感染した際の救護・搬送担当体制
- ・役職員等が特定接種を受ける際の青森市内の医療機関と本会との契約
- ・業務計画に基づく教育研修計画及び訓練計画の策定とその実施体制の整備

2) 職員関係

- ・所管課で優先すべき業務（継続すべき事業及び業務と必要最低人員、過去の人事記録の事前整備など）の整理及び待機指示職員と勤務職員の労務管理とその手当のあり方
- ・職員の連絡方法、出勤状況の確認方法
- ・職員の通勤方法（自動車利用など）及び勤務時間（時差出勤）に係る整備
- ・正職員が多数感染した場合の臨時職員の雇用の整備

- ・業務委託している業者との緊急時の連携整備

3) 会館関係

- ・一時的に会館を閉鎖する場合の整備
- ・特措法第10条に基づく備蓄管理
 - ※医薬品については備蓄する施設を決め管理し、定期的に点検する必要がある。
- ・会館内の清掃、消毒の方法
- ・受付における来会者への対応マニュアルの整備
- ・各設備（エレベーター、自動販売機等）の運用についての業者との連携、契約等の整備

(4) 本会の役職員等への特定接種について

特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されるため、指定地方公共機関の各企業（登録事業者）の接種の有無、接種可能数は、発生後に確定されるため、その指示に従う。

また備蓄ワクチンが使用できない場合も想定されるが、その場合においても業務を継続することが求められる。（まん延した段階で、サービス提供水準の低下の可能性）

このため指定地方公共機関としては、特定接種の実施の有無にかかわらず、業務の継続が可能となるよう計画を作成することが求められている。

なお、指定地方公共機関であっても「新型インフルエンザ等医療」や「重大緊急医療」等、厚生労働省の告示で示された登録対象事業に該当しなければ、登録事業者とはならないので注意する。

【別紙1】 連携が必要となる関係機関

①連携が必要となる行政機関（主に事務局、医療管理委員会が連携）

団体名	連絡先	URL
青森県健康福祉部保健衛生課	017-734-9215	http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/pandemic_flu_action.html
東青地域県民局地域健康福祉部保健総室	017-739-5421	http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ao-hoken/ao_hc.html

②郡市歯科医師会（主に事務局が連携）

歯科医師会	郵便番号	住所	TEL	FAX
一般社団法人 青森市歯科医師会	030-0811	青森市青柳一丁目 3-11 青森県歯科医師会館内	017-734-5695	017-773-5665
一般社団法人 弘前歯科医師会	036-8095	弘前市城東四丁目 5-7	0172-27-8778	0172-27-8790
八戸歯科医師会	031-0075	八戸市内丸三丁目 3-21 秋田屋材木店 2 F	0178-46-0161	0178-45-2642
南黒歯科医師会	038-3803	南津軽郡藤崎町西豊田一丁目 12-9 あしだ歯科医院内	0172-75-6480	0172-75-6481
北五歯科医師会	038-3503	北津軽郡鶴田町鶴田字早瀬 182-5 中田歯科医院内	0173-22-5577	0173-22-5544
西つがる歯科医師会	038-3107	つがる市柏稲盛幾世 41 柏ミナトヤ歯科医院内	0173-25-2481	0173-25-2736
むつ下北歯科医師会	035-0054	むつ市海老川町 8-29	0175-22-8200	0175-33-0236
上十三歯科医師会	033-0001	三沢市中央町四丁目 11-39	0176-53-2540	0176-53-1678
三戸郡歯科医師会	031-0202	八戸市南郷島守字梨子ノ久保 25-3 国民健康保険南郷診療所内	0178-82-2211	0178-82-2151

③歯科関係団体（主に医療管理委員会が連携）

団体名	連絡先	URL
(公社)日本歯科医師会	03-3262-9215	http://www.jda.or.jp/
(一社)日本学校歯科医会	03-3263-9330	http://www.nichigakushi.or.jp/
青森県歯科技工士会	0172-32-3101	-
青森県歯科衛生士会	017-742-3050 (松井宅)	-

④その他、医療関係団体及び関係機関（主に事務局、医療管理委員会が連携）

団体名	連絡先	URL
(公社)青森県医師会	017-723-1911	http://www.aomori.med.or.jp/
(一社)青森県薬剤師会	017-742-8821	http://www.aoyaku.or.jp/
(公社)青森県看護協会	017-723-4579	http://egao-park.net/

⑤会館管理関係（主に事務局が連携）

公認会計士、嘱託弁護士、会館管理監督責任者、会館管理業務委託会社、電話回線管理会社、本会のホームページ管理会社等、その他本会の業務に関連する会社の連絡先を整備、記載する。

